

北九州産業技術保存継承センター管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）及び北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、北九州産業技術保存継承センター（以下「センター」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 本要綱で用いる用語の定義は、別紙1のとおりとする。

(入館の制限)

第3条 指定管理者は、センターの入館者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その入館を拒み、または退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序を乱し、または善良の風俗を害するおそれのあるとき。
- (2) 建物、展示品、植栽物、設備等を汚損し、またはき損するおそれがあるとき。
- (3) 他の入館者に危害もしくは迷惑を及ぼすおそれのあるとき。
- (4) 許可を受けずに館内で火気を使用したとき。
- (5) 指定の場所以外で飲食及び喫煙を行ったとき。
- (6) 酩酊しているとき。
- (7) 動物（ただし身体障害者補助犬を除く）及び危険物を持ち込んだとき。
- (8) 施設管理者の指示に従わないとき。
- (9) その他、管理上支障があると認められるとき。

(施設利用の申請)

第4条 センターの施設、設備及び器具を利用しようとする者（以下「施設利用者」という。）は、本館施設の利用に際しては「本館施設利用申請書」を、工房施設の利用に際しては「工房施設利用申請書」を提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の申請書の提出は、利用日の3ヶ月前（スタジオにあっては、6ヶ月前）の日の属する月の初日から利用しようとする日の前日までの間に行わなければならない。ただし、指定管理者が特に必要あると認めるときは、この限りではない。

(諾否の決定及び利用許可の通知等)

第5条 指定管理者は、前条の申請があったときは、必要な審査を行い申請の諾否を決定するものとする。

- 2 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、条件をつけて利用を許可することができるものとする。
- 3 指定管理者は、利用を許可したときは、速やかに「本館施設利用許可書」または「工房施設利用許可書」を交付するものとする。
- 4 施設利用者は、利用を開始するとき、利用許可書を係員に提示しなければならない。

(施設利用の制限)

第6条 指定管理者は、施設利用者の連続利用期間が1回につき7日以内の場合に限り、許可することができるものとする。ただし、指定管理者が特に必要と認める場合は、この限りではない。

2 指定管理者は、工房施設の「金属加工室」、「溶接室」、「木材加工室」にあつては、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、利用を許可することができるものとする。

- (1) 利用申請する各室（金属加工、溶接、木材加工）で使用する機械等の技能検定有資格者、または当該機械等に関する専門の研修過程等を終了している者が1名以上いる場合
- (2) 利用申請する各室（金属加工、溶接、木材加工）の技能について、自営若しくは会社等生業として2年以上経験した者が1名以上いる場合
- (3) その他指定管理者が特に認める場合

(施設利用の不許可、取り消し)

第7条 指定管理者は、施設利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、施設の利用を許可せず、利用の許可をした場合においても利用の許可を取り消し、または利用を停止することができる。

- (1) 公の秩序を乱し、または善良の風俗を害するおそれのあるとき。
 - (2) 利用申請書に記載された内容と著しく違ったとき。
 - (3) 利用の条件に違反したとき。
 - (4) 偽りその他不正な手段で許可を受けたとき。
 - (5) 利用する権利を譲渡し、または転貸したとき。
 - (6) 建物、設備及び器具等をき損するおそれがあるとき。
 - (7) 施設管理者の指示に従わないとき。
 - (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員の利益になると認められるとき。
 - (9) その他、管理上支障があると認められるとき。
- 2 前項の規定に基づく利用の許可の取り消しまたは利用の停止によって、施設利用者が受けた損害については、市及び指定管理者は賠償の責めを負わない。

(利用料金の納付)

第8条 施設利用者は、利用許可の際、条例及び規則に定める利用料金を納付しなければならない。ただし、指定管理者が必要と認めるときはこの限りではない。

2 前項ただし書の規定により利用料金を後納しようとする者は、「利用料金後納願」を提出し、その許可を受けなければならない。

(利用料の減免)

第9条 指定管理者は、条例第7条の規定に基づき、別紙2に定めるところにより利用料金を減免するものとする。

2 利用料金の減免を受けようとする者は、「利用料金減免申請書」を提出し、その許可を受けなければならない。ただし、別紙2に定める区分のうち、「企画展示室観覧料（5）」に該当する場合は、それを証明するものの提示をもって許可するものとする。

（利用のとりやめ）

第10条 センターの施設、設備及び器具の利用を取りやめようとする者は、「利用取りやめ申請書」を提出しなければならない。

（利用料の不返還）

第11条 指定管理者は、施設利用者が既に納付した利用料金については、返還しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額を返還するものとする。

(1)天災その他利用者の責めによらない事由により利用できないとき。

利用料金の全額

(2)施設ごとに、下記に定める日数前までに利用の取りやめを申し出たとき

○スタジオ 利用日の1ヶ月前まで 利用料金の5割に相当する額

○多目的スペース及び工房各室
利用日の7日前まで 利用料金の5割に相当する額

（施設利用者の遵守事項）

第12条 施設利用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可を得ないで、許可目的以外の目的に使用しないこと。
- (2) 許可を受けた施設、設備及び器具以外のものを使用しないこと。
- (3) 設備及び器具等をセンターから持ち出さないこと。
- (4) 許可なくして物品を販売しないこと。
- (5) 許可なくして壁、柱等にはり紙、釘うち等をしないこと。

（設備等の変更禁止）

第13条 センター利用者は、センターに特別の設備をし、または造作を加えることはできない。ただし、あらかじめ指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

（原状回復義務）

第14条 センター利用者は、利用を終了したときは、直ちに利用した部分を現状に回復しなければならない。第7条の規定により、施設利用の許可を取り消し、若しくは利用を停止されたときも、同様とする。

（損害賠償義務）

第15条 センターに損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者の立ち入り)

第16条 施設利用者は、指定管理者が職務上立ち入るときは、これを拒むことはできない。

(委任)

第17条 この要綱の施行に関し、必要な事項は市長が別に定める。

(諸様式)

第18条 センターの利用に関する様式は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|--------|
| (1) 本館施設利用申請書 | 様式第 1号 |
| (2) 本館施設利用許可書 | 様式第 2号 |
| (3) 工房施設利用申請書 | 様式第 3号 |
| (4) 工房施設利用許可書 | 様式第 4号 |
| (5) 利用料金後納願 | 様式第 5号 |
| (6) 利用料金減免申請書 | 様式第 6号 |
| (7) 利用取りやめ申請書 | 様式第 7号 |

付 則

この要綱は、平成19年4月21日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年1月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年3月24日から施行する。

別紙1 用語の定義

- (1) 「施設」とは、条例第6条別表第3に定めるもののうち、貸室の対象となるスタジオ、多目的スペース、工房（金属加工室、溶接室、木材加工室、設計室、シャワー室）をいう。
- (2) 「設備及び器具」とは、条例第6条別表第3に定めるもののうち映像設備、音響設備、照明設備、その他の設備・器具をいう。
- (3) 「本館施設」とは、(1)で定義する施設のうち、スタジオ、多目的スペースをいう。
- (4) 「工房施設」とは、(1)で定義する施設のうち、金属加工室、溶接室、木材加工室、設計室、シャワー室をいう。

別紙 2 減免の基準

区 分		減免割合
企 画 展 示 室 観 覧 料	(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する市内の学校（大学及び高等学校並びに高等専門学校を除く。以下「学校」という。）の児童、生徒が教育上の目的のために教職員に引率されて利用する場合並びに引率者が利用する場合。	10割
	(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する市内児童福祉施設に入所又は通園している幼児及び少年が教育上の目的のために児童福祉施設の職員に引率されて利用する場合並びにその引率者が利用する場合	10割
	(3) 報道関係者の取材等で、施設や本市のPRに役立つと考えられる者が利用する場合。	10割
	(4) 本市を視察等の目的で来北した者を対象とし、行政内部から申請があった者が利用する場合。	10割
	(5) 療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳（障害の程度が1級から4級までの者に限る）を所持した者が利用する場合。	10割
	(6) その他市長が特に必要があると認める場合。	その都度決定
施 設 及 び 設 備 ・ 器 具 利 用 料 金	(1) 市が主催する事業で利用するとき	10割
	(2) 市が共催する事業で利用するとき	10割
	(3) 指定管理者が主催する事業で利用するとき	10割
	(4) その他市長が特に必要があると認めるとき	その都度決定

注) 療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳（障害の程度が1級から4級までの者に限る）を所持した者が利用するときの、付添人（1名）の利用料金については、当該手帳を所持した者と同一に取り扱うものとする。